

佐賀県規則第21号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 避 難所	<p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、<u>又は天幕を設営して実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。<u>ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。また、災害の発生日が冬季</u></p>	1 収容 施設の 供与	(1) 避 難所	<p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、<u>天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。</p>

改正前			改正後		
		<p>(10月から翌年3月までをいう。以下同じ。)である場合は、別に定める額を加算することができる。</p>			<p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p>
	(2) 応急仮設住宅	<p>エ 略</p>		(2) 応急仮設住宅	<p>カ 略</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型仮設住宅</p>
		<p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全</p>			

改正前				改正後			
			<p><u>焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとする。</u></p>				<p><u>(ア) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</u></p> <p><u>(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。</u></p> <p><u>(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</u></p> <p><u>(エ) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する</u></p>

改正前				改正後			
			<p><u>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、2,660,000円以内とする。</u></p>				<p><u>施設を建設型仮設住宅として設置することができる。</u></p> <p><u>(オ) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。</u></p> <p><u>(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</u></p> <p><u>イ 借上型仮設住宅</u></p> <p><u>(ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応</u></p>

改正前				改正後			
			<p><u>ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用はイにかかわらず別に定めるところによる。</u></p> <p><u>エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</u></p> <p><u>オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</u></p> <p><u>カ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに、設置するものとする。</u></p> <p><u>キ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、応急仮設住宅の完成の日か</u></p>				<p><u>じた額とする。</u></p> <p><u>(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。</u></p>

改正前			改正後		
		ら建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。			
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	(2) 略			(2) 略	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住すること	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住すること

改正前		改正後																																					
<p>ができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生日をもって決定する。</p> <p>(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,900円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,800円</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>53,000円</td> <td>80,900円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>53,000円に5人を超える1</td> <td>80,900円に5人を超える1</td> </tr> </tbody> </table>		季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季	略			3人世帯	34,900円	55,000円	4人世帯	41,800円	64,300円	5人世帯	53,000円	80,900円	6人以上の世帯	53,000円に5人を超える1	80,900円に5人を超える1	<p>ができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等に伴い、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生日をもって決定する。</p> <p>(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,900円</td> <td>54,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,800円</td> <td>64,200円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>52,900円</td> <td>80,800円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>52,900円に5人を超える1</td> <td>80,800円に5人を超える1</td> </tr> </tbody> </table>		季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	略			3人世帯	34,900円	54,900円	4人世帯	41,800円	64,200円	5人世帯	52,900円	80,800円	6人以上の世帯	52,900円に5人を超える1	80,800円に5人を超える1
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季																																					
略																																							
3人世帯	34,900円	55,000円																																					
4人世帯	41,800円	64,300円																																					
5人世帯	53,000円	80,900円																																					
6人以上の世帯	53,000円に5人を超える1	80,900円に5人を超える1																																					
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)																																					
略																																							
3人世帯	34,900円	54,900円																																					
4人世帯	41,800円	64,200円																																					
5人世帯	52,900円	80,800円																																					
6人以上の世帯	52,900円に5人を超える1	80,800円に5人を超える1																																					

改正前				改正後			
		人につき 7,800円 を加算し た額	人につき 11,100円 を加算し た額			人につき 7,800円 を加算し た額	人につき 11,100円 を加算し た額
(イ) 略				(イ) 略			
工 略				工 略			
4・5 略				4・5 略			
6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略	ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き576,000円以内とする。		6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略	ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き574,000円以内とする。	
工 略				工 略			
6の2 生業に必要な 資金の貸与	ア・イ 略	ウ 生業に必要な資金の貸与として貸し 付けることができる金額は、次の <u>範囲 内の額</u> とする。 (ア)・(イ) 略		6の2 生業に必要な 資金の貸与	ア・イ 略	ウ 生業に必要な資金の貸与として貸し 付けることができる金額は、次の <u>額以 内</u> とする。 (ア)・(イ) 略	
エ・オ 略				エ・オ 略			
7 学用品の給与	ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、 流出、半壊、半焼又は床上浸水により <u>学用品を喪失し、又はき損し、就学上 支障のある小学校児童（義務教育学校 の前期課程及び特別支援学校の小学部 の児童を含む。以下同じ。）</u> 、中学校 生徒（義務教育学校の後期課程、中等 教育学校の前期課程及び特別支援学校			7 学用品の給与	ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、 流出、半壊、半焼又は <u>床上浸水による 喪失若しくは損傷等により学用品を使 用することができず、就学上支障のある 小学校児童（義務教育学校の前期課 程及び特別支援学校の小学部の児童を 含む。以下同じ。）</u> 、中学校生徒（義 務教育学校の後期課程、中等教育学校		

改正前		改正後	
	<p>の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき<u>4,300円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき<u>4,600円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき<u>5,000円</u>以内</p> <p>エ 略</p>		<p>の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき<u>4,400円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき<u>4,700円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき<u>5,100円</u>以内</p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>210,400円</u>以内、小人<u>168,300円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>	8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>210,200円</u>以内、小人<u>168,100円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>

改正前		改正後	
9・10 略		9・10 略	
11 障害物の除去	<p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、<u>1世帯につき134,800円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p>	11 障害物の除去	<p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、<u>市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p>
12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア) 被災者の避難</p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>	12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。